

事務連絡
令和5年6月6日

管内バス事業者 各位

岩手運輸支局
検査・整備・保安部門
輸送・監査部門

Jアラート・Em-Netによる緊急情報伝達時における
公共交通機関の安全確保について（再周知）

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本（領海、領土及びその上空）に飛来する可能性がある場合には、政府は、全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）を使用し、緊急情報を瞬時に伝達します。

今般、JアラートやEm-Netの鳴動事案が発生したことに鑑み、公益社団法人日本バス協会において作成の別添「全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイル発射の情報が発信された場合の対応要領」も参考とし、JアラートやEm-Netによる緊急情報伝達時における公共交通機関の安全確保を図ることについて、再確認をお願いします。

日バス技安第336号
平成29年11月13日

各都道府県バス協会会长 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤憲一
安全輸送委員長 長尾 真

全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイル発射の情報が発信された場合の対応要領について

標記について、安全輸送委員会において、下記のとおり、基本的な対応要領を策定しましたので、対応要領等を策定する場合には、これを参考としていただけますようお願いいたします。

なお、一部の事業者における対応要領等の策定事例を参考までに添付します。

記

全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイル発射の情報が発信された場合の対応要領

安全輸送委員会
平成29年10月18日決定

全国瞬時警報システム（Jアラート）等でミサイルが発射されたとの情報が発信された場合の対応は、原則として、次のとおりとするが、各事業者の業務内容も踏まえて適切に対応すること。

- ① 運転者は、Jアラート等でミサイルが発射されたとの情報が発信され、かつ、現在地が対象地域内であることを知ったときは、原則として、バスを安全な場所に停車させる。
- ② 乗客に対し、Jアラートの発報により警戒を要する状況である旨をアナウンスし、頭を低くした安全姿勢を探ってもらう。
- ③ 上記対応について会社に連絡し、会社からの指示を受ける。
- ④ 安全な状況であることが確認できた場合は、運行を継続する。

担当 技術安全部 山川、村山
電話 03-3216-4015

事業者における対応要領等の策定事例

北朝鮮ミサイル発射に伴う「Jアラート発信時」の対応について

1. 緊急連絡用の携帯電話等を搭載している車両については、Jアラート受信後、または、車両周辺の防災行政無線（屋外スピーカー）、警察・消防等からのミサイル発射情報に基づき最寄りの停留所等へ停車する。
貸切仕業で地方の一般道路を走行中の場合は、周囲の状況を注視し、交通事故を誘発することが無いよう安全確保に配慮して停車する。
高速道路走行中にJアラートを受信、または、道路情報板により情報を得た場合は、最寄りのサービスエリア、パーキングエリアに停車する。
運行の再開については、運行管理者からの指示を原則とするが、しばらくした後（5分程度）、周囲に異常がない場合は、運行を再開する。
2. 無線を装備している車両については、Jアラートを受信した運行管理者が、その情報に基づき適切に判断し指示する。なお、車両の停車方法・運行の再開については、上記1同様とする。
3. 上記1、2いずれにおいても、付近に警察・消防等の行政関係者がいる場合は、その指示を最優先する。また、「公道を走行している」ということを常に念頭に置き、周囲の状況を注視し、交通事故を誘発することが無いよう安全確保に十二分配慮のうえ対応する。

Jアラート等で「弾道ミサイルが発射された」情報を取得した場合の対処指針
【内閣官房国民保護ポータルサイトによる対処指針による】

